

## 岩手県補装具費支給事務取扱要領

### 1 目的

補装具を必要とする身体障がい者、身体障がい児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等（以下「身体障がい者・児」という。）に対する補装具費の給付に係る判定事務について、「補装具費支給事務取扱指針について」（平成30年3月23日障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「取扱指針」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによることとし、身体障がい者・児に対する補装具費支給事務の適正かつ迅速な執行に資することを目的とする。

### 2 要否判定の区分

(1) 岩手県福祉総合相談センター（以下「センター」という。）の判定を必要とする補装具

#### ① 新規支給

義肢、装具、姿勢保持装置、補聴器、車椅子（レディメイド式を除く）、電動車椅子及び重度障害者用意思伝達装置に係る新規支給

#### ② 再支給

義肢、装具<sup>\*</sup>、姿勢保持装置、電動車椅子、補聴器<sup>\*</sup>、車椅子（レディメイド式を除く）<sup>\*</sup>及び重度障害者用意思伝達装置<sup>\*</sup>に係る再支給

<sup>\*</sup> 障がい状況の変化、身体障がい者本人の希望等により既に支給の補装具と処方が異なる場合。

#### ③ 修理

ア 義肢、装具、姿勢保持装置、補聴器、車椅子（レディメイド式を除く）、電動車椅子及び重度障害者用意思伝達装置に係る修理（既に支給の補装具と処方が異なる場合）

イ 修理に要する費用が製作時費用の30%以上の骨格構造義肢

(2) センターの判定を必要としない補装具

① 指定自立医療機関（育成医療機関）又は保健所の医師が記載した補装具費支給要否意見書（以下「意見書」という。）で判断できる児童用補装具（特例補装具を含む。）の新規支給、再支給、修理（車載用姿勢保持装置については、借受けも含む。）

なお、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医が作成した意見書の場合、センターでの技術的助言が必要となること。

② 義眼、眼鏡、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子（レディメイド式）、車載用姿勢保持装置及び、歩行器に係る新規支給、再支給又は修理（いずれも医学的所見を必要とするものに限る。歩行器については借受けも含む。）

③ 市町村が申請書等で要否判断できる補装具

ア 視覚障害者安全つえ及び歩行補助つえの新規支給、再支給又は修理

イ 装具、補聴器、車椅子、義眼、眼鏡、車載用姿勢保持装置、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置に係る医学的所見を必要としない再支給（障がい状況の変化がなく、身体障がい者本人の希望等により既に支給の補装具と処方が同じ場合。）

ウ すべての補装具に係る医学的所見を必要としない修理（骨格構造義肢については修理に要する費用が製作時費用の30%未満の場合に限る）

### 3 要否判定・判断の方法

#### (1) センターが行う要否判定

センターの判定を必要とする補装具については、来所又は巡回相談会における判定（以下「直接判定」という。）若しくは意見書による判定（以下「書類判定」という。）を行うが、その実施区分は別表1「福祉総合相談センターにおける補装具費支給に係る判定の取扱い」のとおりとする。ただし、同一種目につき、2具同時に支給する場合又は2具目を支給する場合は直接判定を行う。

なお、実施区分にかかわらず、施設入所者については、直接判定を行うことが困難な場合、書類または動画での判定を行う。

#### (2) 市町村が行う要否判断

① 上記2の(2)の①、②に規定する補装具については、意見書により要否を判断すること。

なお、市町村において判断が困難な場合は、センターに相談すること。

② 上記2の(2)の③に規定する補装具については、申請者の障がい程度や生活状況を確認のうえ要否の判断を行うこと。

### 4 判定依頼

#### (1) 手続き

市町村は、センターの書類判定を必要とする補装具費支給の申請があったときは、判定依頼書（様式第1号）及び(3)から(5)に掲げる書類に見積書（写）を添付してセンター所長に提出すること。

直接判定を必要とする補装具の申請があったときは、相談会開催日の2週間前までに、別に定める判定依頼書に必要書類を添付してセンター所長に提出すること。

なお、その際には以下の他制度との適用関係に十分に留意の上で行うこと。

- ① 損害賠償制度
- ② 業務災害補償制度
- ③ 医療保険制度における治療用装具・仮義足
- ④ 介護保険法による福祉用具貸与

#### (2) 補装具費支給意見書を記載できる医師の要件

補装具費支給意見書（以下「意見書」という。）を記載できる医師は以下の表のとおりとする。

	身体障がい者	身体障がい児	難病患者等
身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医	○	○	○
指定自立支援医療機関の医師(所属学会認定の専門医)	○	○	○
国立身体障害者リハビリテーションセンター学院で行う補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師	○	○	○
保健所の医師	—	○	○
難病法第6条第1項に基づく指定医師	—	—	○

(3) 意見書の様式

意見書は次の補装具ごとに作成するものとし、その様式は別紙のとおりとする。

- ① 様式第 2 号 義手用
- ② 様式第 3 号 義足用
- ③ 様式第 4 号 装具用
- ④ 様式第 5 号 車椅子用
- ⑤ 様式第 6－1 号 義眼・眼鏡用
- ⑥ 様式第 6－2 号 補聴器用
- ⑦ 様式第 6－3 号 その他の補装具用
- ⑧ 様式第 7 号 姿勢保持装置用
- ⑨ 様式第 8－1 号 標準型電動車椅子用
- ⑩ 様式第 8－2 号 簡易型電動車椅子用
- ⑪ 様式第 9 号 電動車椅子用（内部機能障害用）
- ⑫ 様式第 10 号 重度障害者用意思伝達装置用

その他、意見書に併せて必要な様式は以下のとおりとする。

種目	様式
殻構造義肢電動式義手	様式第 16 号 殻構造義肢電動式義手調査書
車椅子	様式第 11 号 車椅子調査書  ※様式第 14 号 補装具費支給（購入・修理）に係る意見書 介護保険の福祉用具貸与の対象者、介護老人保健施設又は介護老人福祉施設若しくは障害者支援施設の入所者（旧身体障害者療護施設）、療養介護利用者の場合には添付のこと
姿勢保持装置 （車椅子機能を有する場合に限る）	様式第 11 号 車椅子調査書
電動車椅子	様式第 11 号 車椅子調査書 様式第 12 号 電動車椅子調査書  ※様式第 14 号 補装具費支給（購入・修理）に係る意見書 介護保険の福祉用具貸与の対象者の場合には添付のこと
補聴器	様式第 6－2 号 補聴器用  ※様式第 19 号 デジタル補聴器の装用に関し専門的知識、技術を有する者の証明 補聴器がデジタル補聴器の場合で、デジタル補聴器の装用に関し言語聴覚士、認定補聴器技能者による調整を行う場合には添付のこと ※様式第 20 号 デジタル補聴器の装用に関し専門的知識、技術を有する者の証明 デジタル補聴器の装用に関し言語聴覚士、認定補聴器技能者による調整後、市町村に領収書とともに提出のこと

<p>重度障害者用意思伝達装置</p>	<p>様式第 13 号 重度障害者用意思伝達装置調査書</p> <p>※様式第 18 号 重度障害者用意思伝達装置使用状況報告書 納品から 1 か月後を目途に提出のこと</p>
---------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 特例補装具（指針第 2 の 1 の (4) に規定する補装具）

① 判定依頼の手続

指定自立支援医療機関又は保健所の医師が記載した児童用の特例補装具を除き、センターの判定を必要とする特例補装具費支給の申請があったときは、判定依頼書に次の書類を添付してセンター所長に提出すること。ただし、「一部特例」に該当する場合は、特例補装具の定めにかかわらず基準内の補装具として扱うこと。なお、基準内のものでは対応できないかを検討の上で対応すること。

- (ア) 様式第 15 号 特例補装具費支給（購入・修理）理由書
- (イ) 意見書 (3) に定める該当する補装具の意見書等
- (ウ) 特例補装具の名称・形式等を判別できるカタログ・仕様書等
- (エ) 特例補装具の価格を証する書類（見積書等）

② 要否判定の方法

特例補装具の新規支給、再支給又は医学的所見が必要な修理について、センターの判定を必要とし、判定方法は 3 に従う。

(5) 難病患者に対する補装具の支給

難病患者については、身体障害者手帳を所持していない場合も、補装具費支給の対象となるが、特定疾患及び難病患者であることの確認については、医師の診断書（任意様式）又は特定疾患医療受給者証の写しを添付の上、疾病との因果関係が認められる症状や障がいに対するものであることが要件であること。

その上で、4 の (3) に掲げる意見書に、症状の日内変動や重度の症状が出現した場合の状態を踏まえ、補装具を必要とする理由等を医師に記載いただき、市町村は次の書類をセンター所長に提出すること。

様式第 17 号 難病の症状等に係る調査書

なお、医師の診断書により、当該疾病が急速に進行するため迅速な支給が必要であると認められる場合には、次の書類を作成するとともに、更生相談所の判定を要する種目にあつては、様式第 1 号の判定依頼書により申請受付から 1 週間以内に更生相談所に迅速判定を依頼し、更生相談所の判定を要しない種目にあつては、1 週間以内に支給決定を行うなど、迅速な対応に努めること。

様式第 22 号 迅速判定に係る調査書

## 5 借受けについて

### (1) センターの判定を必要とする補装具

- ① 義肢、装具、姿勢保持装置の完成用部品
- ② 重度障害者用意思伝達装置

### (2) 判定の区分

3の(1)に準じて行う。

### (3) 手続き

書類判定の場合、市町村は4の(3)の補装具に係る意見書、見積書（写）を添付し、判定依頼を行う。

なお、借受けにあたっては、判定依頼書（様式第1号）に申請者の意向、借受け期間を記載すること。

## 6 判定書の交付

市町村から判定依頼を受けた場合、センターは要否判定の結果を判定書（様式第23号）により市町村に通知する。

## 7 適合判定

センターが判定を行った補装具については、原則としてすべて適合判定を受けなければならない。

ただし、当面の間、補装具引き渡し後、9か月以内に生じた破損又は不適合、修理した部位にかかる3か月以内に生じた不適合について、支給対象者から申し出のあった場合に行う。

なお、災害等、本人の過失、生理的又は病理的変化、目的外使用、取扱い不良により生じた破損や不適合は除く。

附 則

- 1 この要領は、平成30年5月7日から適用する。
- 2 従前の「補装具及び自立支援医療（更生医療）判定事務取扱要領」は、平成30年5月6日限り廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月24日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月12日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月15日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から適用する。

【別表 1】

## 福祉総合相談センターにおける補装具費支給に係る判定の取扱い

種目	区分	新規 (完成用部品の借受けも含む)		再支給 (完成用部品の借受けも含む)		借受け	修理	
		要否	適合	要否	適合		要否	適合
義肢	骨格構造	◎	◎	◎	◎	◎	●注1	×
	殻構造	○	◎	○	◎	○	△注3	×
	殻構造義肢電動式義手	◎	◎	◎	◎	◎	●	×
装具	医学的所見を必要とする場合	○注2	◎	○	◎	○	○	×
	医学的所見を必要としない場合	—	—	△	×	—	△	×
姿勢保持装置		○	◎	○	◎	—	△注3	×
車載用姿勢保持装置		△	△	△	△	△	△	×
視覚障害者安全つえ		△	×	△	×	—	△	×
眼鏡等	矯正眼鏡	△	×	△	×	—	△	×
	コンタクトレンズ	△	×	△	×	—	△	×
	義眼	△	×	△	×	—		
	遮光用	△	×	△	×	—	△	×
	弱視用	△	×	△	×	—	△	×
補聴器		●	◎	△注3	×	—	△注3	×
車椅子	レディメイド式	△	×	△	×	—	△	×
	モジュラー式及びオーダーメイド式	●	◎	△注3	×	—	△注3	×
電動車椅子		◎	◎	◎注4	◎	—	△注3	×
歩行器		△	×	△	×	△	△	×
歩行補助つえ注5		△	×	△	×	—	△	×
人工内耳用音声信号処理装置修理		—	—	—	—	—	△	×
重度障害者用意思伝達装置注6		●注7	◎	△注3	×	●	△注3	×

注1 修理に要する費用が製作時費用の30%未満の場合は、市町村において判断する。

注2 装具のレディメイドについても、センターの判定を必要とする。また、長下肢装具に限り、新規支給に際しては来所又は巡回による判定を必要とする。

注3 障がい状況の変化、身体障がい者本人の希望等により既に支給の補装具と処方が異なる場合は、センターの書類による判定（電動車椅子においては来所または巡回による判定）を必要とする。

注4 経年劣化等により、既に支給と同じ形式の電動車いすを支給する場合は、センターの書類による判定ができる。

注5 一本杖（日常生活用具）を除く。

注6 市町村において相談を受けた段階でセンターと判定方法を協議すること。

注7 支給が認められた場合、重度障害者用意思伝達装置支給状況報告書（様式第18号）をセンターに提出すること。（提出時期は納品後1か月とする。）

◎：センターの来所相談又は巡回相談により判定するもの。

○：来所相談、巡回相談又は書類判定によるもの。

●：センターにおいて書類により判定するもの。

△：市町村において判断するもの。

×：適合判定を要しないもの。